

地域生活支援拠点等の加算関連（R 6． 4． 1 ～ 報酬改定に対応）

加算名称	単位数	対象となるサービス	基準（案）	
《緊急時対応加算 地域生活支援拠点等の場合》	+50 単位	訪問系サービス※ 重度障害者等包括支援（訪問系サ ービスのみ）	利用者等からの要請を受けて 2 4 時間以内に支援で きる体制にあること。	（共通事項） ①運営規程に地域生活支援拠点 である旨を明記すること ②拠点の関係機関との連携担当 者を 1 名以上配置すること ③事業所として支援に係るスキ ルの向上に意欲的に取組んで いること ④拠点の認定について積極的に 周知すること
《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》	+50 単位	自立生活援助、地域定着支援、 重度障害者等包括支援（自立生活 援助のみ）	緊急時の要請に基づき、速やかに訪問等の支援がで きる体制にあること。	
《地域生活支援拠点等として短期入所 を行った場合の加算》	+200 単位	短期入所、重度障害者等包括支援	（1）枠の空きがあれば、当日の相談であっても支 援できる体制にあること。 （2）利用実績のない利用者に対しても支援できる 体制にあること。（強度行動障害や医療的ケ ア等は要相談としても差支えない） （3）土日祝も受け入れできる体制にあること。	
《緊急時受入加算》	100 単位／ 日	日中系サービス※	利用者等の緊急時の際、引き続き支援ができる体制 にあること。	
《障害福祉サービスの体験利用加算》	+50 単位	日中系サービス※	体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・ 相談絵所等ができる体制にある	
《体験利用支援加算・体験宿泊加算》	+50 単位	地域移行支援		
《地域移行促進加算（Ⅱ）》	60 単位／日	施設入所支援		
《地域生活支援拠点等相談強化加算》	700 単位 月 4 回まで	計画相談支援、障害児相談支援	（1）相談支援事業所連絡会等に年間半数以上出席 していること。 （2）利用者等からの要請に基づき、速や必な情報 提供及びサービス利用調整を行う体制にあ ること。	

※サービス名について

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をいう。

日中系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援をいう。

上記基準は最低限としているため、記載のない事項についても、国の技術的助言等に基づき、追加となる場合があります。